

「情報公開文書」

歯学部 HP 掲載用

受付番号： 受付-30776

課題名：顎骨骨折の原因と傾向に関する臨床的検討-後ろ向き研究-

1. 研究の対象

2005年4月～2022年8月までに東北大学顎顔面・口腔外科学分野を受診し、顎骨骨折と診断され治療を受けた方

2. 研究期間

2023年2月（倫理委員会承認後）～2023年12月

3. 研究目的

顎骨骨折は転倒や交通事故、スポーツなど様々な原因によって引き起こされる疾患で、歯科口腔外科を受診する外傷症例の中でも多くみられる疾患の一つです。その原因に関しては多くの統計調査がなされていますが、患者数は依然として多く、その予防策を検討するためには更なる詳細な調査が必要と考えられます。2020年以降、日本では新型コロナウイルスが流行し、宮城県でも複数回の外出自粛要請が発表されたことで、人々の活動性は低下したと考えられました。このことから、顎骨骨折患者の特徴を調査し人々の活動性と顎骨骨折の関連について検証することができるのではないかと考えられます。そのため、今回の調査では、過去18年間の当科における顎骨骨折患者に関して原因や骨折部位、治療法などについての特徴を把握することに加え、人々の活動性と顎骨骨折発生との関連について検証することを目的としています。

4. 研究方法

調査項目は顎骨骨折患者の外来診療録と入院診療録、さらにレントゲン画像所見を用いて後ろ向きに評価します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

外来診療録や入院診療録、レントゲン画像等。なお、上記期間においてカルテ番号が1102996から10805220までの中で上記診断を得た者を対象とした。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

該当なし

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 野上晋之介

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359 仙台市青葉区星陵町 4-1

研究責任者：東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 講師 野上晋之介

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

作成日:2022年10月15日
(最終更新日:2023年1月7日)

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合